

防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金

Q&A

Q1 YouTubeなどの動画を用いて研修を行う場合、本補助金の対象になるか。

A YouTubeもしくはそれに類する動画共有プラットフォーム等への課金については対象外です。(YouTubePremiumなど)

Q2 法人が契約をし、研修の対象となる事業所が他市にまたがっている場合、どのように補助金額を算出したらよいか。

A 契約にかかる費用を本補助金の対象となる市内事業所数で按分して算出してください。

例) 研修を受ける事業所数：10(内、市内事業所3、他市事業所7)

費用：100,000円

対象となる事業所

市内事業所3(他市事業所7は対象外)

補助金の対象額

$100,000円 \times 3/10 \Rightarrow \underline{30,000円}$

Q3 一つの契約で複数の研修が受講可能な場合、すべての研修タイトルを研修計画書と事業実施報告書に記載しなければならないのか。

A 研修タイトルをすべて記載する必要はなく、研修のテーマごとに振り分けて項目をまとめて記載いただいてもかまいません。

Q4 研修期間が令和8年3月31日までに終わらない場合、本補助金の対象とはならないのか。

A 対象期間と対象外期間を月単位で費用を按分していただき、対象期間にかかる費用のみ本補助金の対象とします。

例) 研修期間：令和7年11月15日から令和8年5月14日までの7か月間
(契約日から6か月後の契約応当日の前日)

費用：60,000円

補助金の対象期間

令和7年11月15日から令和8年3月31日までの5か月間

(令和8年4月1日～5月14日の2か月間は対象外)

補助金の対象額

$60,000円 \times 5/7 \Rightarrow \underline{42,857円}$ (円未満切り捨て)

Q5 一つの事業所が、同年度に複数回申請することは可能か。

A 一つの事業所が本補助金に申請できる回数は同年度に1回とします。申請書の関係書類「対象事業所一覧」に一度名前が載った事業所は、他のとりまとめ申請者の「対象事業所一覧」に載ることはありません。

ただし「〇〇〇協議会」などのとりまとめ申請者が補助対象事業所を変えて再度、申請することを妨げるものではありません。

Q6 補助金振込先の口座の名義人は申請者でなければいけないのか。

A 振込先口座には、申請者の団体名及び代表者名を付した名義の口座を指定してください。ただし、申請者からの委任状があれば、他の名義人の口座でも指定可能です。

Q7 とりまとめる各事業所の申請の意思が確認できる書類の添付は必要か。

A 申請の意思が確認できる書類は求めませんが、申請の意思がない事業所の補助金が申請されていることが発覚した場合、補助金の返還を求める可能性があるのでご注意ください。